建築物石綿含有建材調査者講習

国土交通省が石綿含有建材に関する調査能力を認めた、唯一の公的資格である「建築物石綿含有建材調査者」を 養成するための講習です。石綿に起因して発生する健康被害等を未然に防止するため、建築物に使用されている 石綿含有建材等に関して、中立かつ公正に精確な調査を行うことができる人材を養成します。

資格取得のメリット

●国庫補助に対する要件化を検討

建築物の石綿調査・除去等に関する国庫補助(住宅・建築物安全ストック形成事業)にあたり、国土交通省は、 当講習の修了者が調査を行うこと等を要件化する方針です。

●建物の維持管理や不動産取引等で活用推奨

定期検査報告制度(建築基準法で規定)における吹き付けアスベスト等の調査の実施に際して、国土交通省は 当講習の修了者を活用するよう、一級建築士などに推奨しています。

●解体等の事前調査において活用推奨

石綿障害予防規則にて、解体等の作業及び石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合には、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」による事前調査を義務付けています。「的確な判断ができる者」の例示として、建築物石綿含有建材調査者(当講習の修了者)が新たに追加されました。

講習の内容 ※講習終了後、3種(口述、筆記、調査票)を受験いただきます。



各業界の専門家による講義。石綿の基本的な知識、建築物の構造、建材の知識、分析法等に関する知識を学びます。



実際の建物を回りながら、調査に長年携わったプロから、調査のコッを学びます。講師1名+受講生7~8名のグループワーク。

受講資格

- ①建築に関して一定の知識及び経験を有する者(建築士、建設業、解体工事業等)
- ②石綿含有建材の調査に関して一定の知識及び経験を有する者
 - (環境調査・分析業、石綿除去・処理業、解体工事業等)
- ③その他、①及び②と同等以上の知識及び経験を有する者 (行政担当者、専門NPO等)
- ※資格要件の詳細はお問い合わせください

講習日程(関西会場)※11月21日(金)申込締切

- ■講義(座学):11/27(木)、11/28(金) @YMCA国際文化センター(大阪府大阪市)
- ■実地研修:12/1(月) @大阪府立産業技術総合研究所(大阪府和泉市)
- ※講習終了後、3種の試験を受験いただく日程がございます。
- ※他の講習日程(会場)等の詳細は、以下の講習ウェブサイトよりご覧いただけます。

お申込み方法

受講料:110.000円(税別)

講習ウェブサイトより、受講申込書をダウンロードできます。 受講料をお振込の上、受講申込書を郵送ください。

http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/01.html

建築物石綿含有建材調査者講習

検索

お問い合わせ先

(一財)日本環境衛生センター

研修広報部研修事業課 石綿講習チーム 川崎市川崎区四谷上町10-6

2044-288-4919

アスベスト関連法及び制度の変更点(平成25年度~平成26年度にかけての変更点まとめ)

環境省 大気汚染防止法の改正(平成26年6月1日施行)

①特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更

石綿の飛散を伴う解体等工事の実施の届出義務者を、工事施工者から発注者に変更 し、発注者にも一定の責任を担うことを位置付ける。

2解体等工事の事前調査の結果等の説明等

解体等工事の受注者に、石綿使用の有無の事前調査の実施と、発注者への調査結果等の説明を義務付ける。(解体等工事に係る建築物等に石綿が使用されていない ことが明らかなものを除く。)

③報告及び検査の対象拡大

都道府県知事等による立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を、報告徴収の対象に解体等工事の発注者又は自主施工者を加える。

出典:環境省HP http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16505



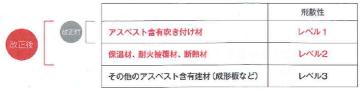
厚生 労働安全衛生法の石綿障害予防規則改正

(平成26年6月1日施行)

|措置の対象建材にレベル2が追加

■ 改正石綿則が飛散防止対策を求める建材

損傷や劣化などにより、粉塵を飛散させ、労働者が曝露する恐れがあるときは、 事業者は除去・封じ込め・囲い込みいずれかの措置をとらなければならない





多くの企業がこれまでレベル1の有無を確認する調査しかしていない。 レベル2を含めた再調査を実施する を要がある。わずかな劣化でも法令 順守の観点からは飛散防止対策を実 施することが好ましい

出典:日経エコロジー9月号 特集「注目の環境法 傾向と対策」

解体等の作業の事前調査を行う者の例示に建築物石綿含有建材調査者が追加 石綿障害予防規則第3条において、解体等の作業(石綿等の除去の作業を含む)及 び石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合には、「石綿に関し一定の知見 を有し、的確な判断ができる者」による事前調査を義務付けています。平成26年4月

|23日付け厚生労働省基発0423第6号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の |施行について」における記の第4の1において、「石綿に関し一定の知見を有し、的確 |な判断ができる者」として建築物石綿含有建材調査者を新たに追加しています。

国土 交通省 建築物石綿含有建材調査制度の創設

(平成25年7月30日公示)

○「登録講習機関」の講習を修了した者に修了証明書を交付する。

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態を的確かつ効率的に 把握するため、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材 調査者の育成を図ることを目的として、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規 程」(平成25年7月30日公示)を定め、一定の要件を満たした機関を国土交通省に登 録し、当該機関が行う講習を修了した者に建築物石綿含有建材調査者の資格を付 与する制度を開始しています。

〇登録の有効期間は5年間であり、当該期間後も引き続き講習事務を行おうとする場合には、登録の更新を受ける必要がある。

出典:国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000420.html